

## 第3章

### 計画の基本的事項



横須賀市立常葉中学校3年 小林 祐子さん  
平成22年度 環境ポスターコンクール 優秀賞  
(学校名、学年は平成22年度)

---

# 1 基本的事項

## (1) 計画の基準年度

本計画の基準年度は、1990年度(平成2年度)とします。

ただし、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)は1995年度(平成7年度)とします。

## (2) 目標年度および計画期間

本計画においては、中期、長期の目標年度および目標年度における温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとします。

また、「横須賀市基本計画(2011～2021)」および「環境基本計画」との整合を図り、計画の期間を2011年度(平成23年度)から2021年度(平成33年度)までの11年間とします。

なお、計画の中間年にあたる2015年度(平成27年度)に必要な応じて計画の見直しを行うこととします。

### ①中期目標の年度

中期目標の年度については、国、神奈川県では、2020年度(平成32年度)としていますが、本市においては、上位計画である「横須賀市基本計画(2011～2021)」および「環境基本計画」との整合を図るため、2021年度(平成33年度)とし、削減目標を設定するとともにその達成に向けて具体的な施策や取り組みを推進していきます。

### ②長期目標の年度

2009年(平成21年)7月に開催された主要国首脳会議(G8)のラクイラ・サミットでは、2050年(平成62年)までに温室効果ガス排出量を全世界で半減するため、先進国全体で80%削減するという長期目標を支持することに合意しています。これを受けて、国では2050年(平成62年)に1990年(平成2年)比80%削減を目指す「温室効果ガス2050年80%削減のためのビジョン」を2009年(平成21年)8月に発表しました。

しかし、2050年度(平成62年度)という長期的見通しを目標とした具体的な対策を自治体レベルで検討することは困難であるため、2050年度(平成62年度)の長期目標は目安として設定することとします。

なお、短期目標については、京都議定書<sup>※1</sup>の第1約束期間である2012年度(平成24年度)が、国内外における地球温暖化対策の転換期になると考えられることや、2015年度(平成27年度)に必要な応じて本計画の見直しを行うことから設定しないこととします。

### (3) 計画の削減目標

#### ①削減目標の検討

計画の中期目標の年度となる2021年度(平成33年度)における削減目標を掲げるために、表3-1の4つのケースにより検討を行います。

なお、「II 国の削減ポテンシャル<sup>※9</sup>ケース」、「III 市の削減ポテンシャル<sup>※9</sup>ケース」および「IV 対策実施ケース」において想定している対策は、国の提示している「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」において示されている対策メニューです。この対策メニューによる削減効果や国の中長期ロードマップなどに示された削減量などを参考にして、横須賀市での対策実施による削減量を算出し、それらを積み上げて推計することとします。

表3-1 4つの検討ケース

ケース	内容
I 現状趨勢(すうせい)ケース	現在行っている対策から追加的な対策を見込まない場合の温室効果ガス排出量
II 国の削減ポテンシャル <sup>※9</sup> ケース	国が示している施策などを最大限実施したと仮定したときに削減できる温室効果ガス排出量
III 市の削減ポテンシャル <sup>※9</sup> ケース	「国の削減ポテンシャル <sup>※9</sup> ケース」に対して、市ができる施策などを最大限実施したと仮定したときに削減できる温室効果ガス排出量
IV 対策実施ケース	「市の削減ポテンシャル <sup>※9</sup> ケース」に対して、実際に実現可能な施策などを実施したと仮定したときに削減できる温室効果ガス排出量

◆削減目標の推計(表3-1～4、図3-1、2)に係る出典資料および推計方法については、資料編P.99～P.101に掲載しています。

#### 【用語解説】

※1 京都議定書：3ページ参照

※9 削減ポテンシャル：現行対策以外に、今後実施する新たな対策も含めて単純に技術的、物理的に最大限導入・実施したと仮定した場合に削減できる温室効果ガス排出量。

## I. 現状趨勢ケース

現状趨勢ケースでは、現在行っている対策からさらに追加的な対策を見込まず、現状のまま推移した場合を想定しています。

表3-2 温室効果ガス排出量の現状趨勢ケース

(単位：千トン)

部門	基準年度 1990年度 (平成2年度)	2008年度 (平成20年度)	目標年度 2021年度 (平成33年度)	基準年度比 2021年度 (平成33年度)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	2,459	2,302	2,119	-13.8%
エネルギー転換部門	495	165	13	-97.4%
産業部門	617	567	562	-8.9%
民生家庭部門	356	481	451	26.7%
民生業務部門	387	551	551	42.4%
運輸部門	561	491	491	-12.5%
廃棄物部門	43	47	51	18.6%
その他ガス	115	83	141	22.6%
合計	2,574	2,385	2,260	-12.2%

◆数値には千トン単位以下の端数があるため、各部門の温室効果ガス排出量を合計しても、合計値と一致しない場合があります。

## II. 国の削減ポテンシャル<sup>※9</sup>ケース

「国の削減ポテンシャル<sup>※9</sup>ケース」では、国の「策定マニュアル」や中長期ロードマップなどにおいて示しているすべての施策などを単純に技術的、物理的に最大限導入・実施したと仮定した場合に削減できる温室効果ガス排出量を推計します。このケースでは、各排出部門において、すべての対策を最大限導入した場合、2021年度(平成33年度)には、表3-3(P.33)のとおり、約664千トンの削減量が見込まれ、基準年度である1990年度(平成2年度)比で38%の削減となります。

## III. 市の削減ポテンシャル<sup>※9</sup>ケース

「市の削減ポテンシャル<sup>※9</sup>ケース」では、「国の削減ポテンシャル<sup>※9</sup>ケース」に対して、市ができる施策などを最大限実施したと仮定したときに削減できる温室効果ガス排出量を推計します。このケースでは、2021年度(平成33年度)には、表3-3(P.33)のとおり、約329千トンの削減量が見込まれ、基準年度である1990年度(平成2年度)比で25%の削減となります。

### 【用語解説】

※9 削減ポテンシャル：31ページ参照

表3-3 削減ポテンシャルケースの温室効果ガス排出量

(単位：千トン)

	温室効果ガス排出量推計結果			削減ポテンシャル <sup>※9</sup> 量 (現状趨勢から対策を実施した場合)		基準年度比 2021年度(平成33年度) 増減率	
	1990年度 (平成2年度) (基準年度)	2008年度 (平成20年度)	2021年度 (平成33年度) (現状趨勢)	(国)	(市)	(国)	(市)
エネルギー 転換部門	495	165	13	—	—	—	—
産業部門	617	567	562	63	23	-19%	-13%
民生家庭部門	356	481	451	208	135	-32%	-11%
民生業務部門	387	551	551	152	119	3%	12%
運輸部門	561	491	491	241	52	-55%	-22%
廃棄物部門	43	47	51	—	—	—	—
その他ガス	115	83	141	—	—	—	—
削減量合計	—	—	—	664	329	-38%	-25%
排出量合計	2,574	2,385	2,260	1,596 <sup>注1)</sup>	1,931 <sup>注2)</sup>	—	—

注1) は、2021年度(現状趨勢)における温室効果ガス排出量2,260千トンから国の削減ポテンシャル量の合計である664千トンを、注2) は市の削減ポテンシャル量である329千トンを差し引いたものです。

## IV. 対策実施ケース

対策実施ケースでは、「市の削減ポテンシャル<sup>※9</sup>ケース」で想定される対策のうち、実際に実施可能な対策を行ったときに削減できる温室効果ガス排出量を推計します。このケースでは、各排出部門において、実施可能と考えられる対策を講じた場合、表3-4のとおり、最大で201千トンの削減量が見込まれ、基準年度である1990年度(平成2年度)比で20%の削減となります。

表3-4 対策実施ケースの温室効果ガス排出量

(単位：千トン)

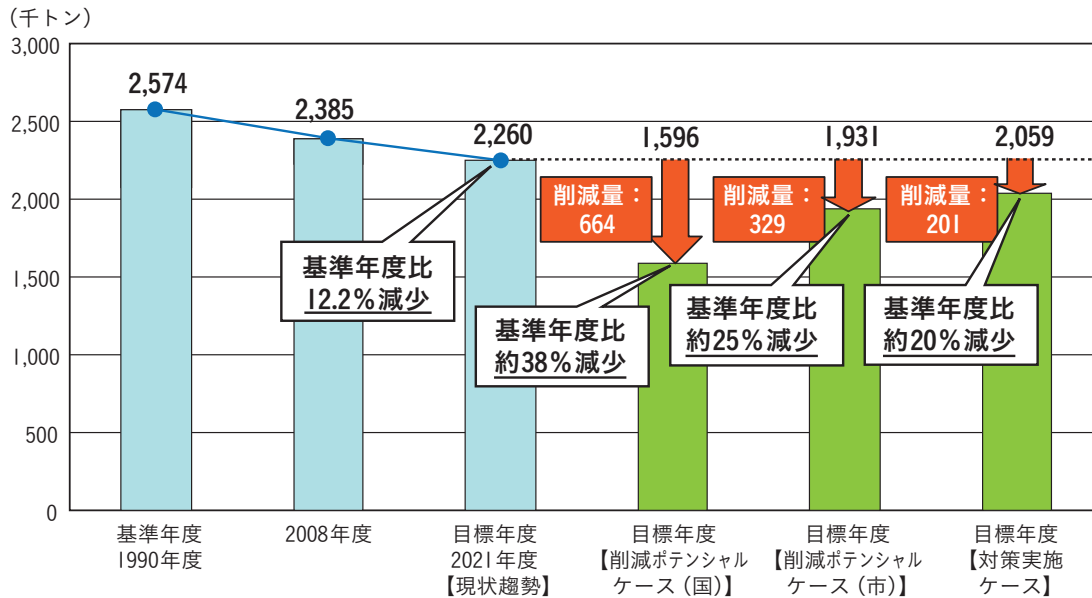
	温室効果ガス排出量推計結果			削減可能量 (現状趨勢から対策を実施した場合)	基準年度比 2021年度(平成33年度) 増減率
	1990年度 (平成2年度) (基準年度)	2008年度 (平成20年度)	2021年度 (平成33年度) (現状趨勢)		
エネルギー 転換部門	495	165	13	—	—
産業部門	617	567	562	23	-13%
民生家庭部門	356	481	451	44	14%
民生業務部門	387	551	551	82	21%
運輸部門	561	491	491	52	-22%
廃棄物部門	43	47	51	—	—
その他ガス	115	83	141	—	—
削減量合計	—	—	—	201	-20%
排出量合計	2,574	2,385	2,260	2,059 <sup>注)</sup>	—

注) この数値は、2021年度(現状趨勢)における温室効果ガス排出量2,260千トンから対策を実施した削減量の合計である201千トンを差し引いたものです。

## 【用語解説】

※9 削減ポテンシャル：31ページ参照

図3-1 各ケースにおける温室効果ガス排出量の推移



## ②計画の削減目標

計画の削減目標(中期目標)については、「IV 対策実施ケース」における削減率を目標として設定します。

### 削減目標(中期目標)：

市域における温室効果ガス排出量を2021年度(平成33年度)に基準年度(1990年度(平成2年度))比で20%削減することをめざします。

この目標数値は、エネルギー転換部門などの現状趨勢による減少分の約12.2%を除いた場合には約7.8%となり、これが実際に市民や事業者などの努力によって削減される温室効果ガス排出量となります。火力発電所などのエネルギー転換部門における温室効果ガス排出量の減少は、対策の効果による削減分ではないことから、全体の削減目標と併せて、エネルギー転換部門などの現状趨勢により減少する部分を除いた「対策による実質的な削減目標」についても表3-5(P.35)のとおり、明記することとします。

なお、中期目標については、今後、国際情勢の変動や政権交代などにより、国の方針などが変更された場合には、必要に応じて目標値を見直します。

長期目標については、本市が長期的に目指すべき目安として、国の長期目標を参考とし、2050年度(平成62年度)までに基準年度(1990年度(平成2年度))比で温室効果ガス排出量を80%削減することを目安とします。

図3-2 温室効果ガス排出量削減の目標

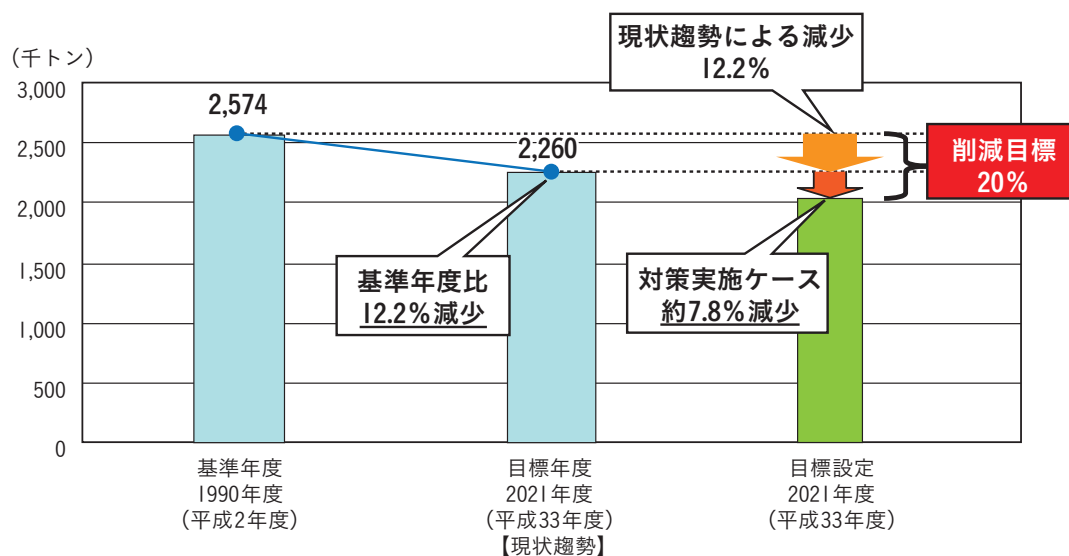


表3-5 目標年度および削減目標

目標	目標年度	削減目標 (横須賀市)	
中期目標	2021年度 (平成33年度)	20%	【現状趨勢による減少】 12.2%
			【対策による実質的な削減目標】 7.8%
長期目標	2050年度 (平成62年度)	80% 【目安】	

◆中期目標については、今後、国際情勢の変動や政権交代などにより、国の方針などが変更された場合には、必要に応じて目標値を見直します。

---

## 2 計画の基本方針

### (1) 経済と環境の好循環につながる施策の展開

2008年度(平成20年度)で見ると、市域における温室効果ガス排出量の構成の中で割合が最も大きいのは産業部門であり、全体の約4分の1を占めています。

また、民生業務部門についても、基準年度に比べ大幅な増加傾向を示しており、この2つの部門における対策は、本市が地球温暖化対策を推進していく中で、重要な要素となっています。

これら地域経済の発展を担う部門における対策を実施するにあたり、地球温暖化対策と同時に地域経済の活性を促すことのできる施策を展開し、地球温暖化対策と経済の好循環の推進を目指します。

### (2) 進んで取り組む環境にやさしいライフスタイルへの転換

民生家庭部門についても温室効果ガス排出量は民生業務部門と並び、基準年度から高い伸び率を示しており、重点的な対策が必要な部門となっています。

民生家庭部門における施策および取り組みを進めるにあたっては、市民や事業者が進んで環境にやさしいライフスタイルへ転換することを促す対策が必要です。

そのためには、地球温暖化対策に関する一般的な理解や関心が高まっている中で、それを具体的な行動に結びつける必要があります。そこで日々の暮らしから発生する二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の「見える化」や暮らしの低炭素化に向けた診断を進めるとともに、地球温暖化対策に取り組むことで経済的な利点(メリット)が得られるような仕組みづくりを行い、市民や事業者が進んで環境にやさしいライフスタイルへと転換する社会を目指します。

### (3) 低炭素社会を構築し、地球温暖化に対応したまちづくりの推進

地球温暖化対策の推進にあたっては、温室効果ガス排出量を削減するため、低炭素型の社会への転換を図ることが重要となっています。

化石燃料の消費削減だけではなく、エネルギーの効率的利用や太陽光発電システムなど新エネルギーの積極的な導入推進を図るとともに、公共交通機関の利用や交通流の改善による渋滞緩和などの都市交通に係る環境負荷の低減を図り、地球温暖化対策に対応したまちづくりの推進を目指します。

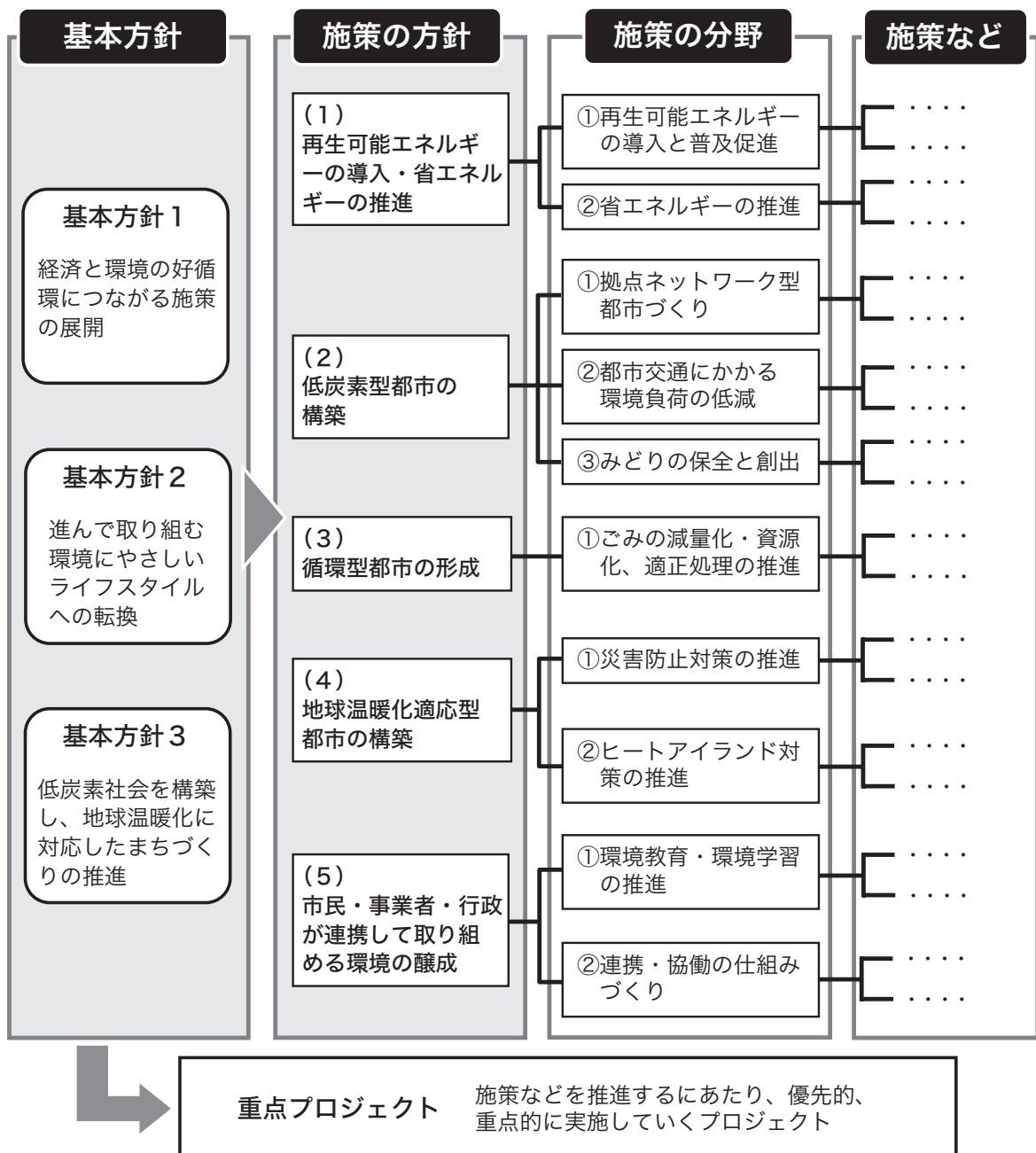


### 3 計画の体系

本計画では、温室効果ガス排出量の削減に向けた目標の達成のため、基本方針に基づき、「施策の方針」を設定し、さらに「施策の分野」に分類し、分野ごとに具体的な施策や事業を推進していきます。

施策や事業の推進にあたっては、庁内各部局と連携を図るとともに、市民・事業者などと役割分担あるいは協働することにより、効率的・効果的な推進を図ります。

図3-3 計画の体系



第3章

